

電動キックボードを登録される方へ

電動式のモーターにより走行する「電動キックボード」は、道路交通法及び道路運送車両法上の原動機付自転車に該当しますので、交通関係法令を遵守して走行してください。

また、単にナンバープレートを取り付ければ公道を走行できるわけではなく、以下の項目を満たす必要があります。それらに違反した場合は、法律により処罰される場合がありますのでご注意ください。

構造及び装置が、道路運送車両法の保安基準に適合していなければなりません。



前照灯、番号灯、方向指示器など

見やすい箇所に標識を常に取り付けてください。



自賠償保険に加入し、ナンバープレートにステッカーを貼付してください。



ヘルメット装着や免許証の携帯などの交通関係法令を守ってください。

